

経理の窓



平成19年5月1日号

ツツジや藤の花が咲いて、若葉のみどりに初夏の到来を感じます。

今月の税務
総務

法人税 : 3月決算法人の確定申告と納付
地方税 : 自動車税の納付
社会保険 : 労働保険の申告と納付

平成19年から所得税が変わります

『平成19年度の税制改正』のパンフレットが4月に財務省から発表されました。

国税庁からは、『源泉所得税の改正のあらまし』が発表になりました。今月は所得税関係の改正についてまとめたいと思います。法人税関係は、例年6月頃の国税庁から発表される『法人税関係法令の改正の概要』にて詳細を確認したいと思います。

I 税源移譲の実施

平成19年に国税（所得税）から地方税（住民税）への税金に移し替え（税源移譲）が実施されます。

○所得税は平成19年分から減り

（平成19年1月以降の源泉徴収及び平成20年2～3月の確定申告）

○住民税は平成19年度分から増えます（平成19年6月以降納付分から）

所得税と住民税を合わせた同一課税年度における納税額は基本的には変わりません。

II 定率減税の廃止

定率減税が廃止され、所得税は平成19年分から、住民税は平成19年度分から納税額が増えます。

税源移譲による納税額は変わらなくても、定率減税の廃止や所得（給与）の増収により、納税額は、増えることとなります。

III 住宅ローン減税

税源移譲に対応して住宅ローン減税の効果を確保するための控除額の特例の創設

所得税から住民税への税源移譲により中低所得者層の所得税額が減少することに伴い、住宅ローン控除額を控除しきれなくなり、住宅ローン減税額が減少する場合があります。

平成19年・20年入居者に限り、住宅ローン減税率を引き下げ、控除期間を10年から15年に延長する特例措置が創設されました。現行制度との選択制です。

平成11年から平成18年までに入居された方には、平成20年度分以降の住民税から、税源移譲により減少する住宅ローン減税額相当額を申告により控除できる措置があります。

住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

現行の住宅ローン減税の対象範囲となる増改築等の範囲にバリアフリー改修工事が追加されました。住宅のバリアフリー改修工事（補助金等を控除した金額）が30万円超えるものを含む増改築工事を行った場合に、現行の住宅ローン控除制度よりもバリアフリー改修工事の係るローン部分の控除率を引き上げ、住宅ローン残高（1000万円限度）の一定割合を5年間にわたり所得税額から控除する制度が創設されました。現行の住宅ローン減税又は税源移譲に伴う特例措置との選択制です。

IV 居住用財産の譲渡に係る課税の特例の適用期限が3年延長されました。

下記の制度の適用期限が平成21年12月31日まで延長されました。

- 特定の居住用財産の買換え特例制度（床面積要件50㎡以上（上限撤廃））
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度
- 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度



V 上場株式等の配当・譲渡益に係る税率の特例の適用期限が1年間延長されました。

- 上場株式等の配当に係る軽減税率の特例の適用期限が平成21年3月31日まで延長されました。
- 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の適用期限が平成20年12月31日まで延長されました。

VI その他

- 地震保険料控除が平成19年度より適用になります。
- 障害者等の郵便貯金利子の非課税制度が廃止されます。平成19年10月1日から適用になります。
- 所得税の確定申告を電子申告で行った場合、平成19年度分又は平成20年度分の税額から、5,000円の税額控除を受けることができます。
- 国税のコンビニ納付ができるようになります。平成20年1月4日以降30万円以下の納付金額で、税務署が発行したバーコード付納付書が必要です。

財務省のホームページアドレス <http://www.mof.go.jp>

国税庁のホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

住宅ローン減税については、財務省が発表した『平成19年税制改正』のパンフレットの住宅・土地税制の項で、減税額や適用者等をご確認ください。

有限会社 たべい 電話043-422-5836
FAX043-422-5844